

裁判記録等を用いた児童虐待死の
事例検討方法の開発とその有用性の研究

**Development of a method for case examination of the child abuse death
using trial records and consideration of its availability**

日本社会事業大学 博士後期課程
齋藤 知子

1. 研究の背景

今日、親からの虐待によって、子どもが死亡するという事件が、連日のようにマスメディアで報道されている痛ましい現状がある。その内容は、子どもの状況や家族などの詳細な点についての違いこそあれ、似たような事件が場所をかえ、時をかえ、くり返されており、児童相談所などの関係機関が関わっていた場合には、「なぜ、虐待死を防ぐことは出来なかったのか」と問われている。そのような状況の中で、児童虐待は深刻な社会問題となっており、児童福祉はもちろんのこと、心理、医療、教育、司法など様々な分野で取り上げられ、防止に向けた取り組みが進んでいる。

そのような児童虐待の現況は、児童福祉法の改正や「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という）の整備などが進められ、さらに死亡事例の検証報告も行われるようになってすでに9年目となっているが、児童相談所への通報や相談件数は年々増加し、虐待による保護や死亡事例も減少しない状況である。

2. 本研究の目的

本研究の目的は、児童虐待死について、詳細に記されている裁判記録等を用いた事例検討の方法論・アプローチ法を開発し、その有用性を明らかにすることである。

従来の児童虐待死亡事例に関する厚生労働省や地方公共団体による検証報告の方法では、介入した行政などの関係機関側からの一方向的調査やインタビュー対象であるという限界を乗り越えるため、児童虐待死について、より詳細に記されている裁判記録等を用いることで、加害親や被害児の状況に近づくことを可能とした検証、分析の方法論を提案し、さらにその方法を用いて事例検討会を実施し、児童虐待死に関わる専門職員研修に活用することを提案し、その有用性について明らかにする。

裁判記録等を用いた分析方法の開発と、さらに事例検討会を実施し有用性を明らかにすることは、従来の検証では見えてこなかった加害者（親など）と被害者（子ども）の状況をとらえることができ、これまでにない当事者性を踏まえた児童虐待死の研究である。

また、インシデント・プロセス方式を応用した事例検討会を実施する方法は、児童虐待死に関わる専門職の研修に活かすことができるといふ本研究の独創性と意義を確認する。

3. 本研究の章構成

序章では、研究背景と論文の構成を示した。本研究の背景にあるわが国の児童虐待死の問題について、概観し、行政による検証が毎年報告され、法整備も進む中で、児童虐待死が一向に減少しない現状を鑑み、実施されている検証方法に着目した。

本研究の目的は、児童虐待死について、裁判記録等を用いた検証、分析の方法・アプローチ方法の開発を行うものである。さらに、その方法を用いて事例検討会を実施し、児童虐待死に関わる専門職員研修に活用するなど、その有用性について明らかにすることである。

本章ではさらに、本研究全体の研究方法および計画、構成を示し、本論文における一貫した倫理的配慮、主な用語についても確認した。

第1章では、児童虐待死をめぐる全体の状況を理解するため、児童虐待死に関する既存の統計資料や先行研究について資料を整理、分析し、児童虐待死について全体的かつ客観的な実情を把握する。児童虐待死についての現状を知るために、警察庁の犯罪統計や厚生労働省から報告されている児童虐待死亡事例検証など、既存の統計資料を用いて、全体像の把握を行う。

つぎに、児童虐待死に関する先行研究について確認した。児童虐待死を考える上で関わりのある社会学、精神医学・臨床心理学、法学・犯罪社会学、社会福祉学などの各領域が児童虐待死に対してどのようにアプローチしてきたかを要覧した。また、本研究の基盤研究となっている研究を取り上げ、児童虐待死に置き換えて研究していくことを示した。

さらに事例研究の方法について、社会福祉学における「事例検討」や、法学における「判例研究」、司法福祉の「審判例研究」、精神医学・精神保健における「心理学的剖検」について等、各分野で行われている事例研究についての先行研究について確認した。

第2章では、本章では、序章の児童虐待死をめぐる背景や、1章の既存の資料や先行研究の分析から、課題になっている点を明らかにした上で、本研究の意義を明確にし、研究の目的について提起する。

まず、本研究で研究すべき先行研究からの課題として、わが国では、児童虐待死についてはほとんど研究されていないという現状や、実施されている検証が事例研究などに適用しようと検討されてこなかったという点について挙げる。

第2節では、第1節から明らかになった課題から、本研究の目的である「児童虐待死について、裁判記録等を用いた検証、分析の方法・アプローチ方法の開発を行い、さらに、その方法を用いて事例検討会を実施し、児童虐待死に関わる専門職員研修に活用するなど、その有用性について明らかにすること」について提起する。

第3章では、本研究の方法について論じる。研究目的を検討するために、児童虐待死に至るプロセスを分析検討する手立てとしての裁判記録のもつ可能性について注目した。本研究の方法は、児童虐待死亡事例について裁判記録等の分析を行う方法論を開発し、それに基づく事例検討会の実施方法を示すという二つの方法を用いている。

第4章では、A県が実施した「児童虐待死亡事例検証報告4事例」を加害者の裁判に用いられた児童虐待死亡事件の裁判記録等を用いて再検証を実施し、すでに出されている検証報告との相違点を明確にし、裁判記録を用いることの有用性を示す。そのために、加害親が虐待死に至った経緯と関係機関の実際の関わりについて、供述調書等から読み取り、オリジナルのフォーマットと表現方法を用いて独自の資料を作成し、分析に用いた。実際に行行政機関が検証を行った4事例について、本研究では、裁判記録等を用いて事例検討を行うことで、4事例において、共通性が高い項目と個別性が高い項目があることを発見し、そこから裁判記録等を用いる事例検討方法の意義を明確に示した。

第5章では、本研究における第2の方法として、裁判記録等を用いた事例検討会の実施について示す。

前章で作られた資料を用いて、事例検討会を開き、新しい裁判記録の活用とそれをもとに作成したフォーマットや表現方法が、事例検討会という場を通して、虐待死予防ソーシャルワーク実践の発見と開発に役立つかについて検証する。

事例検討会を設定することで、事例に対する新たな事実を発見することができ、ソーシャルワークの展開に反映できる知見が得ることが出来ると考える。そのことは、今後の職員研修にも生かされ、重要な児童虐待死を予防しうる専門家の育成に寄与する裁判事例研究の方法であることを示す。

第6章では、裁判記録等を用いた事例検討の方法論・アプローチ法を開発し、児童虐待死亡事例について裁判記録を用いて、2つの方法で分析してきた結果から、その有用性について、総合的に考察し、結論を提示する。本研究では、2つの方法を用いて目的について検討した。一つ目の方法は、裁判記録を事例研究に適用できるようにするためのフォーマットや表現方法の開拓を行った。これには、従来の検証報告との違いを明確にすることができることを示した。

また、二つ目の方法として、その裁判記録を用いて行う事例検討のもつ意義や課題について、事例検討会を開催し、臨床的な感覚や見識を共有し合う場の設定を行うことが重要であるということを示し、さらに、このような事例検討会を設定することで、事例そのものに対する新たな事実を発見することができ、虐待死予防につながる、ソーシャルワークの展開に反映できる知見が得ることが出来るという結果について考察として総合的に考察する。以下の図1は本研究の章構成を示す。

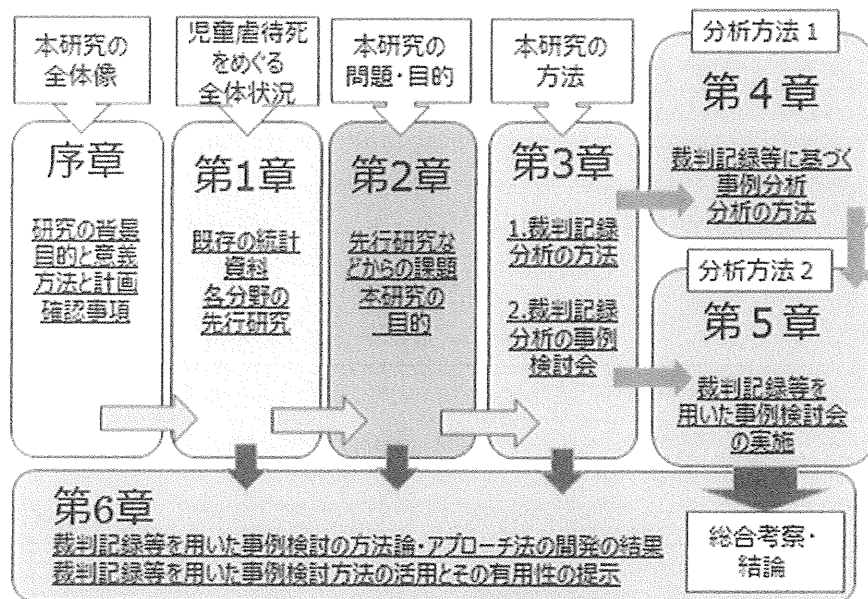


図1 本研究の構成図

4. 本研究の方法

本研究の方法は、児童虐待死亡事例について裁判記録等の分析を行う方法論を開発し、それに基づく事例検討会の実施方法を示すという二つの方法を用いている。

方法1では、児童虐待死亡事例について、各機関から発表されている検証報告に、裁判記録等から得た情報を加えて分析を行う。分析に際しては、従来の検証報告と裁判記録を用いた場合の違いを明確にし、事例検討会に適用できるようなフォーマットや表現方法の開発を行った。

方法2として、方法1の分析結果を資料として、インシデント・プロセス方式を用いて有識者や関係機関等の支援者・経験者などの参加を得て事例検討会を開き、事例ごとに虐待死に至ったプロセスを分析した。事例検討会の実施をするという方法は、臨床的な感覚や見識を共有し合う場の設定を行うことが重要であると考えた。

5. 本研究の内容

まず4章において、A県が実施した「児童虐待死亡事例検証報告4事例」を加害者の裁判に用いられた児童虐待死亡事件の裁判記録等を用いて再検証を実施し、すでに出されている検証報告との相違点を明確にし、裁判記録を用いることの有用性を示す。そのために、加害親が虐待死に至った経緯と関係機関の実際の関わりについて、供述調書等から読み取り、オリジナルのフォーマットと表現方法を用いて独自の資料を作成し、分析に用いた。

さらに5章においては、4章で作られた資料を用いて事例検討会を開き、裁判記録の活用と、それをもとに作成したフォーマットや表現方法が、事例検討会という場を通して、検証する。

裁判事例研究の実施によって、児童相談所等の人材育成として、臨床的な感覚や見識を共有し合い情報を交換し、実践現場で有効な研修体系の構築が立証することを示す。

6. 総合考察及び結論

裁判記録等を用いる方法は、加害親の心境、状況、反応、行動に近づくことが出来る数少ない手段のうち、実現可能な方法である。裁判記録等を用いることで、加害親が児童相談所などの関係機関からの関わりに対して、どのようなことを感じていたか等を知ることができる。そのため、児童虐待に関わる支援者や関係者は、当事者性を踏まえた分析によって新たな視点を経験し、視野の拡大につながるものである。

また、裁判記録等を用いて4事例について検討を行った結果、共通性が高い項目と個別性が高い項目があるということ考察した。共通性の高い項目については、本来、共通認識が必要な部分である。そのため、ガイドラインとして示す必要がある。また、個別性の高い項目については、本来、事例が進行中に明らかにする必要があり、これからの児童虐待問題の新たな事例について検討する際に、応用すべき点である。

本研究で示した2つの方法は、今後の児童虐待死防止に重要な知見を得ることができ、さらに裁判記録等を事例分析の対象とし、事例検討会を開いたことで、今後の実践に活かせる方法を提示し、専門職としての質の向上につながり、虐待死予防のソーシャルワーク実践の発見と開発となるものである。

ここでは4事例の事例検討によるもので、現時点での仮説的な方法論とアプローチ法を提示したに過ぎないが、児童虐待死について裁判記録等を用いて事例検討することは先例が少ない研究であり、児童虐待死の研究において一定の意義を持つと考える。

以下の図2では裁判記録等を用いた検証とその活用による裁判事例研究の意義として、裁判事例研究の実施によって、児童相談所等の人材育成として、臨床的な感覚や見識を共有し合い情報を交換し 実践現場で有効な研修体系の構築か立証することを示す。

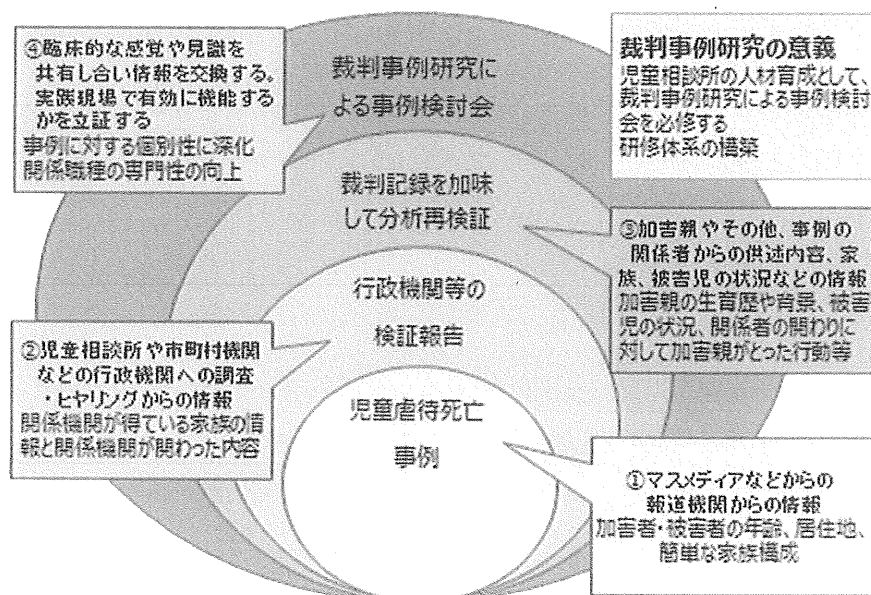


図2 裁判事例研究方法とその活用の意義

7. 結語

本研究についての倫理的配慮については、社会事業研究所の研究倫理委員会において「研究倫理審査」（承認受付番号：13-0405 ①裁判記録等の閲覧・分析，13-0406 ②事例研究会による検証 2013年7月29日付）を受け、承認を受けている。

また、本研究の第4章、第5章については、平成23年度より平成25年度について、「児童虐待死の司法福祉的分析とソーシャルワーク実践のあり方について」をテーマに、科学研究費助成金事業（基盤研究C）課題番号23520751として助成金で研究させて頂くことが出来た。ここに改めて感謝するとともに、今後もさらに研究を進めていく予定である。